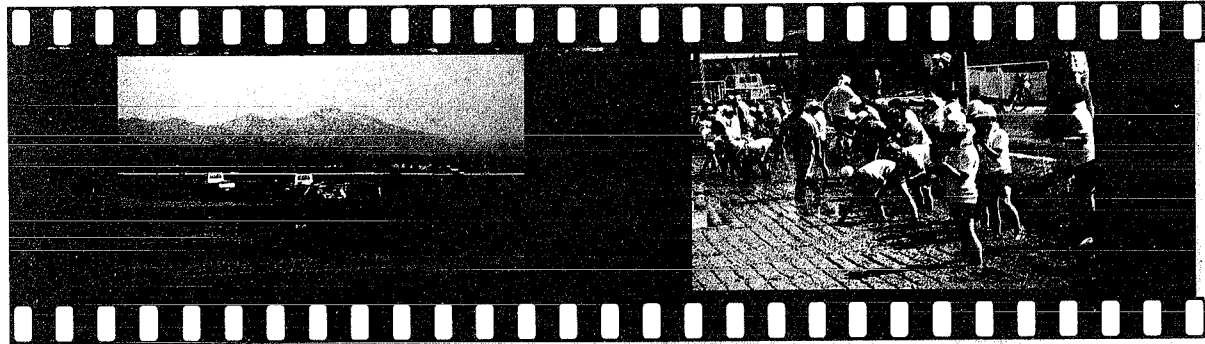
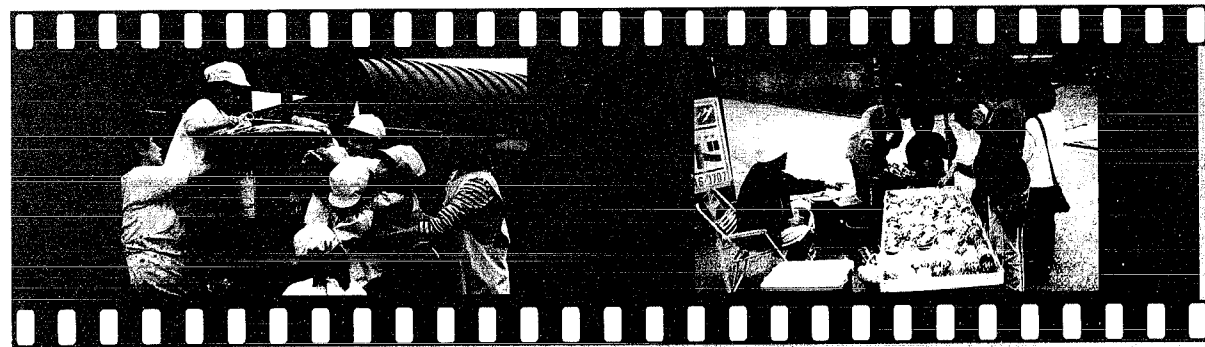


# 5月のできごと



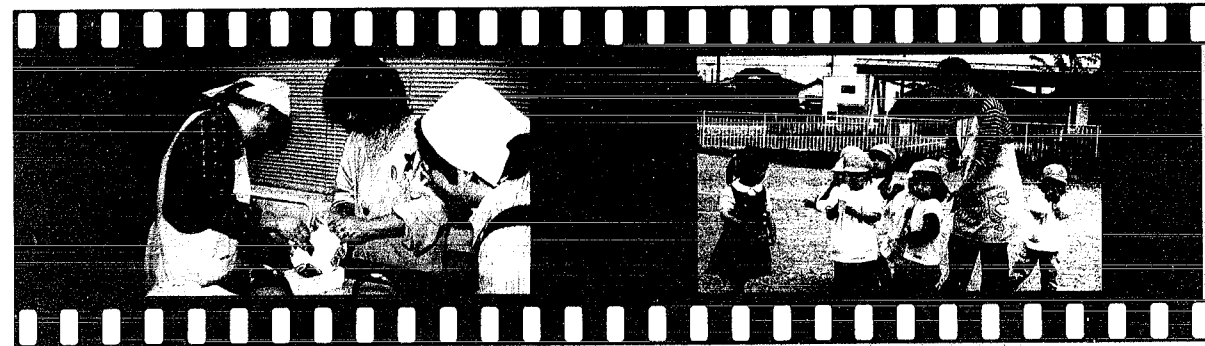
連休を利用して田植えが行われました。  
豊作でおいしいお米作ろう!!

実習田で田植え初体験。  
「キヤー。」「ぬるぬるする〜。」  
収穫が楽しみです。



ポストそうじ後、「母の日」にちなんでお母さんへ手紙を投函しました。  
ポストはヒカヒカ、お母さんは感激。

西地区で寺の報恩講が行われ、饅店が出店しちょっとしたお祭り気分です。子供達は大はしゃぎ。



農協女性部が豆腐作りに挑戦!!  
レシピは7ページをご覧下さい。  
一度作ってみてはいかがですか。

4月から倉重さんが臨時保育士として働いています。最初は戸惑いぎみの園児達も今ではすっかり人気者です。

# 道路交通法が一部変わります。 (6月1日施行されました)

## ● 悪質・危険な違反の罰則など強化されました

- 酒酔い運転・酒気帯び運転・過労運転・共同危険行為等の罰則が強化され、違反点も引き上げられました。
- 酒気帯びの基準が厳しくなります。



違反名	改正前
酒酔い運転	2年以下の懲役又は10万円以下の罰金
酒気帯び運転	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
過労運転	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
共同危険行為等	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

違反名	改正後
酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
酒気帯び運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
過労運転	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
共同危険行為等	2年以下の懲役又は50万円以下の罰金

## ● 運転免許更新が改正されました

- 免許証の有効期間  
原則5年になります。
- 優良運転者の更新申請  
住所地以外でも更新できます
- 有効期間の満了日  
誕生日の1か月後までとなります
- 免許証の更新期間は誕生日の前後合わせて2月間

**対象者は**

70歳未満の優良運転者	70歳未満の一般運転者
これまでと同じ5年!	これまでより2年延長!
(70歳未満=更新時の誕生日に70歳になる人まで)	

(例) 7月5日 前1か月

(例) 8月5日 誕生日

更新可

後1か月 (例) 9月5日

月潟村交通対策協議会・白根警察署